



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

資料3

私立小中学校等における 家計急変世帯への支援について

初等中等教育局修学支援・教材課

背景説明

私立学校入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒が安心して学びを継続できるよう、経済的支援を行う必要がある。

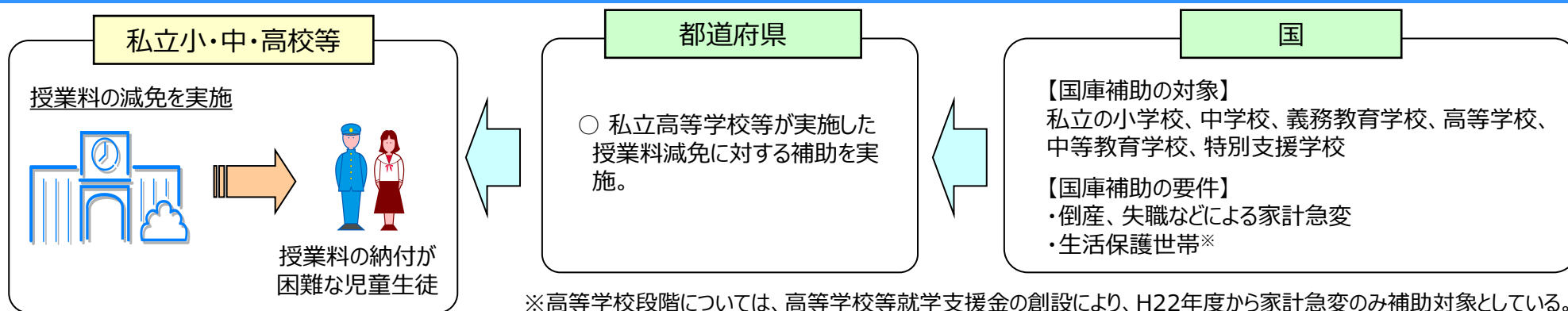


目的・目標

私立高等学校等が授業料等の納付が困難となった児童生徒に対して、授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助することにより、児童生徒の学びの継続を支援。

事業内容

事業スキーム



令和4年度予算案

◆私立小中学校等における家計急変世帯への支援（新規・拡充）：10億円

- 家計急変が発生した年度の授業料減免に加え、その後も低所得の場合は卒業まで支援を継続。
- 対象者：家計急変後の年収が400万円未満相当 + 資産保有額700万円未満
※家計急変年度は都道府県の定める要件を満たす世帯
- 支援額：年額33.6万円（上限） ※家計急変年度は都道府県の定める額
なお、上記支援額の費用負担は国1/2、都道府県1/2（学校負担なし）

➔入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援

【参考】私立小中学校等の経済的支援に関する実証事業（H29～R3年度）

※年収400万円未満の世帯を対象に、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などを調査。

➔ 対象世帯のうち55%が「入学後に家計急変した」と回答。

◆授業料減免事業（継続）：1億円

- 対象者（左記の支援を除く）：
 - ①当該年度に発生した保護者等の失職、倒産などの経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒（高等学校段階の生徒に限る）
 - ②生活保護世帯の児童生徒（高等学校段階の生徒は除く）
- 支援額：
学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内

※東日本大震災を起因する事情により授業料の納付が困難となった義務教育段階の児童生徒（令和2年度までに当該学校に入学した児童生徒に限る）を含む。

私立小中学校等における家計急変世帯への支援における所得確認の例について

○既に、都道府県ごとに家計急変世帯に対する授業料減免事業を実施している現状を考慮し、具体的な所得の確認方法を

国では定めず、各都道府県の実情に応じて定めることとする。

【所得確認方法の例】

◆ 確認対象者

保護者等（原則として、学校教育法第16条に規定する保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒の生計を維持している者）

◆ 確認書類

①家計急変の発生事由を証明する書類

（例：離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など）

②家計急変後の収入を証明する書類

（例：課税証明書の写し、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）

③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

（例：健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など）

◆ 家計急変事由の確認

当該学校への入学後に、保護者等が死亡、事故、病気、失職、倒産、離婚、被災等の事由が生じていることを確認する。

◆ 収入基準の確認

家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込	3,953,847円未満	4,000,000円未満	4,546,154円未満	5,092,308円未満	5,638,462円未満

※父母のどちらか一方が働き、4人以上世帯については、私立小中学校に通う児童生徒本人のほか、高校に通う兄弟姉妹がいるものとして推計した場合の例。

◆ 資産基準の確認

現金、預貯金、有価証券等の資産額を確認対象とし、土地建物等の不動産、住宅ローン等の負債は勘案しない。

資産基準の確認は自己申告とする。